久喜市被保護者等年金申請支援事業に係るプロポーザル実施要領

１　趣旨

　　この要領は、被保護者等の年金調査及び申請代行手続等を、外部の事業者に委託する被保護者等年金申請支援事業を実施するに当たり、本事業の業務遂行に必要な社会保険制度に関する高度な知識と豊富な実績を有する業務遂行能力に優れた受託事業者を選定するため、応募要件、申請手続き及び審査方法などについて必要な事項を定めるものとする。

２　事業概要

（１）事業名

久喜市被保護者等年金申請支援事業

（２）事業の目的、業務場所、業務内容等

　　別紙「久喜市被保護者等年金申請支援事業業務委託特記仕様書」のとおり

（３）選定方式

　　企画提案書等による公募型プロポーザル方式

（４）予算（見積限度額）

　　本事業の予算は、令和７年度７，９２０千円（税込み）とする。

（５）契約期間

　　契約締結日から令和８年３月３１日までとする。

３　参加資格

（１）国内に本社、事業所のある法人又は団体（以下、「法人等」という。）若しくは国内に本社のある事業体であること。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

（３）久喜市の入札参加資格において、参加申込及びプロポーザル受付期間において指名停止期間中でないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。

（５）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（６）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）、刑法（明治４０年法律第４５号）及び電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）その他関係法令に抵触する行為を行っていないこと。

（７）久喜市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成22年久喜市告示第27号）に基づく指名除外期間中にある者、また、警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者の排除要請があり、当該状態が継続しているものではないこと。

（８）国税及び地方税に未納がないこと。

（９）受託の前後を問わず、久喜市と緊密な連絡調整が可能であること。

（１０）久喜市内において行う打ち合わせ・会議等に出席できること。

（１１）別紙の業務委託特記仕様書で定める委託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

４　手続き等に関する事項

（１）スケジュール（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 日程（予定） |
| プロポーザル実施要領等の公表 | 令和７年４月　４日（金） |
| 質問書の受付及び提出期限 | ４月　７日（月）  　　　　　　　～１１日（金）午後４時 |
| 質疑回答 | ４月１８日（金） |
| 参加申込書及び企画提案書等の提出期限 | ４月２４日（木）午後４時 |
| プレゼンテーション | ５月　８日（木） |
| 審査結果の通知 | ５月１４日（水） |
| 契約締結 | ５月１６日（金） |
| 業務開始 | ５月１９日（月） |

（２）質問事項の受付及び回答

　本プロポーザルに参加するにあたり、質問事項が発生した場合は、次のとおり質問を電子メールで提出すること。

なお、電話による質問は、簡易なものを除き応じない。

　　ア　提出書類　　質問書（様式第２号）

　　イ　提出期限　　令和７年４月　７日（月）から

令和７年４月１１日（金）午後４時まで

　　ウ　提 出 先　　久喜市福祉部生活支援課

　　　　　　　　　　　メールアドレス：seikatsushien@city.kuki.lg.jp

　　　　※到達の確実を期するため、電子メール送信後、提出日のうちに電話で送付の旨連絡すること。ただし、午後５時以降の送信分については、翌日の連絡とする。

　　エ　回答方法　　令和７年４月１８日（金）までに、市のホームページにて掲載する。

（３）参加申込書及び企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加申込書及び企画提案書等を持参又は郵送で提出すること。

　　ア　提出書

【参加申込書等】

※　正本１部、副本１部の合計２部を用意し、１部ずつをまとめてファイルに綴じて提出すること。

〇公募型プロポーザル参加申込書（様式第１号）

〇法人等の概要（様式第３号）

〇登記事項証明書（コピー可）

・履歴事項全部証明書又は現在事項証明書

・申請日前3ヶ月以内のもの

〇法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書その３の３（コピー可）

・税務署が発行する、未納の税額がないことの証明書

・申請日前３ヶ月以内に発行されたもの

〇法人市民税の納税証明書又は非課税証明書（コピー可）

・久喜市内に事業所を有する場合は必ず提出してください。

・久喜市が発行したもので、最新の１年度分の完納が証明できるもの

・申請日前３ヶ月以内に発行されたもの

〇決算書類の写し

・審査基準日前の直前２年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等

・営業期間が２年未満の場合は、提出可能なもの

〇法人番号指定通知書の写し

・法人番号などを記載した国税庁からの通知書の写しを提出してください。

〇ＩＳＯ（ISO9001、ISO14001）認証取得登録証の写し

・認証を取得している場合は写しを提出してください（認証を取得していない場合は不要）。

〇障がい者雇用状況報告書の写し

・「障がい者雇用状況報告書」の提出義務のある事業者（従業員数が４５．５人以上の事業者）はハローワークに提出した最新の報告書の写しを提出してください。

〇障がい者雇用の証明書（様式第６号）

・「障がい者雇用状況報告書」の提出義務のない事業者（従業員数が４５．５人未満の事業者）で障がい者を雇用している場合は、提出してください（市独自様式）。

【企画提案書等】

※　正本１部、副本９部の合計１０部を用意し、１部ずつをまとめてファイルに綴じて提出すること。

・企画提案書（様式任意）

・本事業の収支状況表（様式任意）

・業務実績及び契約状況（様式第４号）

・予定実務担当者の経歴書（様式第５号）

・業務スケジュール表（様式任意）

・見積書（様式任意）

※　見積書の見積額は、消費税及び地方消費税の額を明示すること。（消費税非課税団体の場合は、その旨を明示すること。）

また、内訳欄を設定し、人件費と諸経費（事務費等）を分けて記載すること。

　　イ　提出期限　　令和７年４月２４日（木）午後４時まで（必着）

　　ウ　提 出 先　　久喜市福祉部生活支援課（久喜市役所本庁舎２階）

　　　　　　　　　　〒346-8501　埼玉県久喜市下早見８５番地の３

５　選考等

（１）選考の方法

　　　委託契約予定者を選考するため、プレゼンテーションを実施する。

　　　日時：令和７年５月８日（木）（予定）

　　　　　　説明時間は２０分以内、質疑応答時間は１０分程度とする。

　　　　　　予定実務担当者及び責任者が出席すること。

　　　※　時間・場所等は正式に決定後、別途通知する。

（２）選考基準

　　①本事業に係る助言、提案内容

　　②体制及び取組姿勢

　　③過去の業務実績

　　④見積金額

（３）審査方法

　　①予算額を超えている場合はその企画提案書は審査から除外する。

　　②審査方法は、選定評価基準に基づく評価点により行う。評定にあたって、市職員で構成する選定委員会を設置する。

　　③選定評価基準に基づき選定委員が評価した採点を合計し、選定委員会が評価点を算出する。評価点により参加事業者の順位を決定する。

（４）委託契約予定者の選定

　　　審査の結果、最高順位を獲得した参加事業者を委託契約予定者として選定する。ただし、最高得点提案者が複数あった場合は、選定委員会の議決により選定する。

（５）ヒアリング

　　　本プロポーザルに関して、ヒアリングは行わない。

（６）選考結果の通知

　　委託契約予定者を選定次第、参加事業者全員に様式第２号により通知する。

なお、選考の理由、選考結果に対する問合せ、異議等には一切応じない。

（７）結果の公表

契約締結後、審査結果を市ホームページに掲載するほか、久喜市福祉部生活支援課において供覧に供する。

６　成立要件及び失格要件

（１）成立要件

　提案者が１者の場合でも、審査委員会がその企画提案書等について、本実施要領や仕様書等を満たすと判断した場合は、その１者を候補者として選定するものとする。

※　参加事業者が１者のみの場合でも審査を行うが、最低基準点（各委員の採点60パーセント以上）を超えない場合は、不成立とする。

（２）失格要件

　次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

1. 提出期限、提出物、提出方法、提出先に適合していない場合
2. 提出書類に虚偽の記載があった場合
3. 見積額が予算（見積限度額）を超えている場合
4. プレゼンテーションに参加しなかった場合
5. 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

７　注意事項

（１）本プロポーザル開催にあたっては、説明会を実施しない。

（２）提案に要する費用は、すべて参加申込者の負担とする。

（３）提出された提案書等は、採択・不採択に関わらず返却しない。

（４）採択された提案書等の著作権は、久喜市に帰属する。

（５）企画提案書等の提出は、１提案者に１件とする。

（６）企画提案書等を受理した後、その追加及び修正を認めない。

（７）企画提案書等は、契約予定者の選定作業以外の目的で提案者に無断で使用しない。

（８）企画提案書等は委託契約予定者の選定作業のために使用し、必要な範囲において複製することができるものとする。

（９）本プロポーザルを含む当該案件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには回答しない。

（１０）提出された書類等は、久喜市情報公開条例（平成２２年条例第１２号）の規定に基づき、開示する。

（１１）本プロポーザルは、当該業務の契約相手方となる候補者を選定するものである。

（１２）委託契約予定者が決定した後、市と委託契約予定者が協議のうえ、業務の仕様について定める。

（１３）参加申込書の提出後に辞退する場合、久喜市福祉部生活支援課長あてその旨を記載した書面（様式任意）を速やかに提出することとする。

８　問合せ

　久喜市福祉部生活支援課　生活保護第２係　廣澤

　住　　所：〒３４６－８５０１　埼玉県久喜市下早見８５番地の３

電　　話：０４８０－２２－１１１１

受付時間：平日　午前８時３０分～午後５時１５分

E-mail　：seikatsushien@city.kuki.lg.jp

様式第１号

　　年　　月　　日

　久喜市長　梅田　修一　あて

所在地

商号又は名称

代表者　　　　　　　　　　　印

公募型プロポーザル参加申込書

　久喜市被保護者年金申請支援事業に係る公募型プロポーザルに参加を希望するため、参加を申し込みます。

　なお、本業務の実施要領「４（３）参加申込書等の提出」に規定するすべての条件を満たし、プロポーザルに係る提出書類の記載事項について事実と相違ないことを誓約します。

（参加申込者）

担当者氏名：

電話番号　：

ＦＡＸ番号：

Ｅメール　：

様式第２号

質問書

　　年　　月　　日

久喜市生活支援課　あて

住　　所

商号または名称

担当者

電話番号

E-mail

久喜市被保護者等年金申請支援事業について、下記のとおり質問します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 質　問　内　容 | 質問の理由 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |
| ４ |  |  |
| ５ |  |  |

※　当書式に記入のうえ、持参または郵送により提出してください。

※　行が不足する場合は、適宜増やすこと。

様式第３号

法人等の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 商号または名称 |  | | |
| 代表者名 |  | | |
| 所在地 |  | | |
| 設立年月日 |  | | |
| 資本金 |  | | |
| 売上高（過去２年間） |  | |  |
| 従業員数  及び実施体制 | （専門技術職員数　　　　　　）  （従事予定者数　　　　　　　） | | |
| 業　務　内　容 |  | | |
| 連絡窓口 | 所属 |  | |
| 役職 |  | |
| 氏名 |  | |
| 電話 |  | |
| ＦＡＸ |  | |
| Ｅ-mail |  | |

様式第４号

業務実績及び契約状況

　被保護者等年金申請支援事業について、過去の契約実績の有無や現在の契約状況を記入すること。

　※上記の実績がない場合は、同様な業務実績及び契約状況を記入すること。

　※表が不足する場合は、適宜増やすこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 業務名 |  |
| 受注時期 |  |
| 発注者 |  |
| 契約金額 |  |
| 業者選定方法 |  |
| 内容及び特色等 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務名 |  |
| 受注時期 |  |
| 発注者 |  |
| 契約金額 |  |
| 業者選定方法 |  |
| 内容及び特色等 |  |

様式第５号

予定実務担当者の経歴書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第１候補者 | 第２候補者 |
| 担当者名 |  |  |
| 業務実績 |  |  |
| 担当している  業務の状況 【業務名、業務概要、  履行期間、役割  （監督、実務担当、  補助等）】 |  |  |

※　企画提案書提出までに予定実務担当者が決まらない場合は、第２候補者まで記入することができる。

様式第６号

従業員45.5人未満の事業者用

障がい者雇用の証明書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 雇用状況  障害の種類 | 雇用の有無  （該当者がいる  場合のみ 〇印） | 人数 |
| （１）身体障がい者 |  | 人 |
| （２）知的障がい者 |  | 人 |
| （３）精神障がい者 |  | 人 |
| 合　計　人　数 |  | 人 |
| 総　従　業　員　数 |  | 人 |

上記の障がい者を、当社従業員として雇用していることに相違ありません。

令和　　年　　月　　日

　　　　商号又は名称

　　　　代表者職氏名